

マイナンバー制度反対連絡会を代表して報告させていただきます

税経新人会 奥津

マイナンバー制度反対連絡会は、2015年8月に、番号制度の廃止を求める労働組合、中小企業団体、社会保障向上の運動団体などによって設立されました。月1回の街頭での宣伝行動や署名活動を中心に市民に危険性と中止・廃止に訴えてきました。

今回のテーマの住民税特別徴収通知書への番号記載問題については、構成団体の労働組合・中小企業団体をはじめとする各団体が問題を共有して、官庁への交渉などを取り組んできました。

先ほど記者会見で報告もありましたが、この問題については、2017年4月6日に総務省・厚生労働省・内閣府と交渉してきました。しかし総務省は、5月18日付で各都道府県知事宛てに番号記載徹底の「通知」を出しています。7月19日には、労働組合・商工団体が中心となって、交渉を行いました。その後12月4日には、自治労連さん（日本自治体労働組合総連合）が、総務省に対し各自治体の判断でできるようにすべきだと総務省に対し再度要求しています。

住民税特別徴収通知書を送付する各自治体に対しては、全商連さん（全国商工団体連絡会）や税経新人会の全国の税理士がそれぞれ、番号記載するかどうかのアンケートや個別の働きかけを行いました。この取組につきましては、やはり共催で行いました昨年11月24日、神宮前の区民館で行われましたマイナンバー情報交換交流会で報告したとおりです。

全商連さんは、昨年6月から7月10日までの間に全国の600の民主商工会さんが、対応する自治体の2017年度の対応の調査を行い、1,130の自治体の状況を把握しました。すくなくとも一部記載か不記載など274自治体が、完全な記載を避けています。少なくとも、757自治体が普通郵便で送ったことなどがわかりました。その中で、各自治体に次年度は記載しないように求める働きかけをしました。

税経新人会としては、全国の税理士がやはり各自治体への対応調査と請願等を行いました。たとえば東京では、一昨年より若手税理士が中心となり、東京都下の区市町村に対してアンケート調査を行い、自分の事業所のある区議会に対して、憲法第16条と請願法に基づいて、番号の記載をしないよう「請願書」を提出して求め、また番号を記載してきた自治体に対して、記載のない通知書の発行を求めることをしました。このような世論の動きの中で、日本税理士会連合会も、昨年6月22日付で「平成30年度税制改正に関する建議書」において番号記載をしないよう提言していました。

今回、2018年度は、書面としての課税通知書には「当面」記載されないことになりましたが、課税台帳上に番号が記載されていることにかわりありません。今後も利用拡大させない取り組みを強めていく必要があります（以上）。

**住民税の特別徴収通知書への個人番号(マイナンバー)記載について**  
 (東京23区の区役所への質問と回答)

- (1) 個人番号を貸所に提供しないことによって、行政上不利益な取扱いがされる可能性があるか否か
- (2) 2017年以降の住民税の通知に個人番号が記載されていると言われています  
 個人番号を記載する場合、事業主に送付する住民税の特別徴収の通知書の個人の氏名欄の所に個人番号(マイナンバー)が記載がされるのでしょうか
- (3) 上記(2)がされた場合「普通郵便」にて通知書が送られてくるのでしょうか
- (4) 個人番号については、社会保障・税金・災害にしか現行法ではその利用が許されていない。仮に、(2)のような行為が行なわれる場合は、憲法違反の疑いが強いと思慮されますが、貸所ではどのようにお考えでしょうか

		(1)	(2)	(3)	(4)
1	世田谷区	不利益なし	記載する	普通郵便	違反とは考えていない
2	足立区	不利益なし	記載する	簡易書留	現行法範囲内



2017年以降の  
 事業主宛てに送られ  
 「住民税特別徴収通  
 知書(以下「通知書  
 に、従業員の個人番  
 を記載することが重  
 税理士会の理社会で

**個人番号漏えいの危機**

**特別徴収通知書に  
 個人番号漏えいの危機**  
 税理士 重 大 な 権 利

総務省は「住民税特別徴収通知書(個人番号)を記載して事業主自治体に通知しています。従業員に提供され、郵便物の紛失、個人番号が漏えいする危険性も高まる。アンケートを出した東京南都心点を解説します。

# 住民税特別徴収税額決定通知書への個人番号(マイナンバー)記載状況調査・集計まとめ(第2版)

2017年7月10日  
全国商工団体連合会

## 1.調査方法と目的

今年から自治体から発出される地方税の「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者)」(以下、「決定通知書」)に個人番号欄がもうけられ、個人番号が印字されて郵送される問題について、全国の民主商工会(民商)を通じて、その実態を調査しました。

【調査期間】2017年6月1日から、7月10日現在で報告があったものを集計

【調査方法】全国に約600ある民商が、自治体への聞き取り、もしくは決定通知書が届いた民商会員からの聞き取りによって実態を確認

【調査内容】①個人番号(マイナンバー)の記載・不記載、②郵送方法(書留等・普通郵便)、③目隠しシールの有無、④用紙の形態

【調査目的】今回の決定通知書に個人番号が記載される行政手続きは、個人番号の流出・漏えいにつながる恐れがあり、なりすましなど悪用される危険があります。実際にマイナンバーが記載された決定通知書が誤送付され、個人番号が流出した事件も51自治体で発生(6月12日現在・保団連調査)しています。日本弁護士連合会が、「『個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由』を保護するため…個人番号記載欄をなくすべき」と意見書を発表するなど、大きな関心が寄せられていました。

本調査は、課税事務にはまったく必要がなく、税金の無駄遣いにもつながる個人番号の記載をやめさせる運動に生かすために、実施したものです。

決定通知書は5月中旬頃から発送が始まり、6月初旬にはすべての自治体で発送作業が終了することが想定されていたため、上記の期間、方法、内容によって調査しました。

## 2.集約自治体について

1741自治体(2016年10月10日現在・市町村と東京23区の合計)の内、  
1130自治体の状況が集まっています。

(以下省略)

## 住民税通知書に個人番号は不記載へ

東京会 佐伯和雅

平成30年税制改正大綱が12月14日発表されました。個人所得課税項目の最後(45頁)に次のような記載がありました。

「給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織(eLTAX)を使用する方法又は光ディスクなどに記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないようにする。(注)上記の改正は、平成30年分以後の個人住民税について適用する。」したがって、地方税法施行規則は改正されることになります。

私が東京税理士会理事会傍聴にて得られた情報を新報に掲載したことをきっかけに、多くの新人会会員をはじめ、個人番号の流出に危険を感じた各団体がこの一年間運動した成果だといえます。当初は無駄な運動だと思った方もいるでしょうが、大きく物事を動かすには私のような運動の素人が思い付きから取った行動も必要で、経験や知識が邪魔になることもあるのだと感じました。この運動を発展させてもらったことは、大変ありがたいと思います。

ところで、上記改正案を読むと、今後の個人番号記載の復活を完全に諦めたということとは言えません。まず、あれほど総務省が個人番号の記載を強要していたのに、なぜ記載をしないこととしたのか、その理由については回答を求めていく必要があります。また、通知書から個人番号欄を削除させることも求めなければなりません。

次に、個人番号流出の危険性を知りながら、個人番号を記載した自治体に対しては猛省を促すとともに、将来個人番号が流出した場合の責任については、未来に向かって延々と生ずることを周知させておかなければなりません。その反面、総務省の圧力に屈せず、個人番号を不記載あるいは一部不記載とし、住民の個人番号を保護した自治体担当者の良識ある行為はファインプレーであり、称賛に値します。

この成果は、国民管理目的でしかない個人番号制度を形骸化させる一里塚となります。しかし、引き続き個人番号制度が国民に不要であることは訴え続けていかなければなりません。

(さえき・かずまさ)